

新宿区大規模マンション及び開発事業に係る市街地環境の整備に関する
条例施行規則第3条第8号に係る基準を定める要綱

令和8年3月24日
7 新都住居第1942号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新宿区大規模マンション及び開発事業に係る市街地環境の整備に関する条例施行規則(令和8年新宿区規則第22号。以下「規則」という。)第3条第8号に規定する文化・生涯学習・スポーツ・創業支援施設に係る基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、新宿区大規模マンション及び開発事業に係る市街地環境の整備に関する条例(令和8年新宿区条例第31号)で使用する用語の例による。

(文化・生涯学習・スポーツ・創業支援施設に係る基準)

第3条 規則第3条第8号に掲げる区長が別に定める基準は、大規模マンションの新築等及び大規模マンションに係る地域共生施設の設置等に関する変更にあつては別表第1に、開発事業の実施及び開発事業に係る地域共生施設の設置等に関する変更にあつては別表第2に定めるとおりとする。

別表第1

事項	内容
文化施設	周辺地域の状況を踏まえ、文化芸術振興や賑わい創出につながる文化芸術活動を行うための施設の整備について検討すること。
生涯学習施設	周辺地域の状況を踏まえ、学び、集い、文化的活動等に親しむことができる学習室、会議室、ギャラリー等を備えた生涯学習施設の整備について検討すること。
スポーツ施設	周辺地域の状況を踏まえ、スポーツクラブ、ランニングステーション、サイクルステーションその他これらに類するものの整備について検討すること。

別表第2

事項	内容
文化施設	周辺地域の状況を踏まえ、文化芸術振興や賑わい創出につながる文化芸術活動を行うための施設の整備について検討すること。
生涯学習施設	周辺地域の状況を踏まえ、学び、集い、文化的活動等に親しむことができる学習室、会議室、ギャラリー等を備えた生涯学習施設の整備について検討すること。
スポーツ施設	周辺地域の状況を踏まえ、スポーツクラブ、ランニングステーション、サイクルステーションその他これらに類するものの整備について検討すること。
創業支援施設	周辺地域の状況を踏まえ、創業を支援するための施設の整備について検討すること。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。